

◆霧島永水のゴルフ場建設地の防災施設について

事業者は防災施設の施工方法の変更を県に届け、許可を受けました。地域住民、及び霧島市はこの事実を知らされておりません。住民は県に対して工法変更の説明を求めており、工事は停止している状態です。防災施設工事の進捗状況、管理状況、環境監視状況などを問う。

(答弁) 建設部長

事業者は、調整池の早期完成を図るためとして平成 25 年 3 月に工法等の変更届を提出し、平成 25 年 9 月に工法変更等に伴う変更施工計画書を提出している。事業者は地域住民から、工法変更についての説明会開催の要請を受け、平成 25 年 7 月と 9 月に説明会を催したが住民の納得は得られなかった。住民は工法変更について許可権限者である県の説明を求めており、市から県に対して要望の依頼があった。市は住民の不安の解消という点を考慮し、平成 25 年 9 月に県に対し地元への説明について依頼を行った。

県から工法変更は一般的に使われている工法で、調整池の機能にも特段の支障をきたす恐れはないということで認めた。地元への説明は、事業者が責任をもって説明すべきである、同じ理由で市に対しても説明をしなかったと回答があった。

市は事業者に対し地元住民への丁寧な説明を強く要請している。事業者は、工法変更にならない部分である上流側締切擁壁工など本年 8 月下旬より着手し、その部分については、終わったとの報告を受けている。工法変更の斜面部分等は一時中断している状況であると聞いた。

市は、事業者にできるだけ早い工事の再開を求めるとともに、調整池の安全性を確保するため適切な維持管理がなされるよう指導を行って行く。

質問：昨年 5 月、事業者は施工計画書を県に提出し、県議会はそれを承認した。今年の 1 月、事業者は施工方法の変更を届け、3 月 6 日に許可をもらっている。霧島市、住民はこの施工法の変更を知らされていなかった。事業者から説明があった。県の定める施工法と異なることについて県の説明を求めたが県は応じない。工事が中断している。霧島市はどのような対応をするか？

建設部長：調整池は早く作るべきという意識を持っている。事業者は工期の短縮、工法変更について地元住民の理解を得ていない。工事は中断している。現場を見た。現状においては安定勾配で法面を作っている。法面、地盤改良がなされていない状況で、今後雨水対策として法面保護をしないと崩壊の可能性がある。事業者に丁寧に早く工法変更の説明をし、工事の再開を強く要望する。

質問：安定勾配とは何か？ シラスは斜めになっているのは危ないとの認識があるか？

建設部長：シラスの土質によって違う。標準的な勾配がある。

質問：現地の勾配は安定勾配か？

建設部長：事業者からシラスの硬度の資料を受けていない。事業者が安定勾配の説明をすべき。

硬度測定をして大丈夫との意識ではない。緩やかな勾配で暫定施工している。

質問：住民は事業者の説明に納得していない。県に対し地域住民への説明の要請をお願いしたい市の職員が言ってもダメ、建設部長が言ってもダメ、そこで市長をお願いしたい。

市長：市民の不安を解消する努力をする。責任を持って対処する。